

# 全国水防管理団体連合会規約

全国水防管理団体連合会

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 本会は、会員相互間の連絡を密にし、水防体制の充実強化を図ることを目的とする。

(事 業)

**第2条** 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一 水防思想の普及宣伝
- 二 水防に関する企画、調査および研究
- 三 水防功労者の表彰
- 四 その他水防体制の充実強化に必要な事業

(名 称)

**第3条** 本会は、全国水防管理団体連合会と称する。

(事務所の所在地)

**第4条** 本会は、事務所を東京都内に置く。

## 第2章 会 員

(会 員)

**第5条** 本会は、都道府県及び水防管理団体をもって会員とする。

## 第3章 役員、顧問及び職員

(役 員)

**第6条** 本会の役員は、下記のとおりとする。

- |         |     |
|---------|-----|
| 一 会 長   | 1名  |
| 二 副 会 長 | 5名  |
| 三 常任理事  | 若干名 |
| 四 理 事   | 若干名 |
| 五 監 事   | 若干名 |

(役員の任期)

**第7条** 役員任期は、下記のとおりとする。但し、再任は妨げない。

- |         |    |
|---------|----|
| 一 会 長   | 3年 |
| 二 副 会 長 | 3年 |
| 三 常任理事  | 3年 |
| 四 理 事   | 3年 |
| 五 監 事   | 3年 |

2 補欠のため選任せられた役員任期は、その前任者の残任期間とする。  
(役員職務)

**第8条** 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員選任)

**第9条** 会長は、理事会で選任し、総会の承認を得るものとする。

2 副会長及び常任理事は、理事会において互選する。

3 理事は、各都道府県において選任し、総会の承認を得るものとする。

4 監事は、会員の中から選任し、総会の承認を得るものとする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員報酬)

**第10条** 役員は、名誉職とする。

(顧問)

**第11条** 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

(職員)

**第12条** 本会に職員を置くことができる。

2 職員は、幹事及び書記とし、会長が命免する。

3 幹事は、庶務会計を掌理し、書記は庶務会計に従事する。

#### **第4章 総会、理事会及び常任理事会**

(会議の招集)

**第13条** 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、年1回会長これを招集し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会の議決事項)

**第14条** 総会は、会務及び会計の報告を受け、規約の変更その他重要な事項を議決する。

(理事会の議決事項)

**第15条** 理事会は、次の事項を議決する。

一 総会に附議すべき事項

二 総会の議決を要する事項のうち、その委任を受けた事項又は臨時急施を要した会長において総会を招集する違がないと認めた事項。

三 収支予算

四 第9条第1項、第11条第2項及び第13条第2項に規定する事項。

五 その他会長において必要と認めた事項。

(常任理事の議決事項)

**第16条** 常任理事会は、次の事項を議決する。

一 理事会の議決を要するもので臨時急施を要し、会長においてこれを招集する  
 違がないと認めた事項。

二 その他会長において必要と認めた事項。

(会議の議事)

**第17条** 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が  
 可否を決する。

(会議の議長)

**第18条** 会議の議長は、会長これにあたる。

## 第5章

(支部の設置)

**第19条** 本会には、必要に応じ都道府県に支部を置くことができる。

## 第6章 会 計

(経 費)

**第20条** 本会の経費は、寄附金、補助金、会員の分担金その他をもってこれに  
 充てる。

(事業年度)

**第21条** 本会の会計年度は 1年とし、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に  
 終わるものとする。

## 第7章 雑 則

**第22条** 本規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な規定は 会長  
 が定める。

附 則

この規約は、昭和29年1月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年5月10日から施行する。(昭和63年5月)

附 則

この規約は、平成14年5月9日から施行する。

## 全国水防管理団体連合会表彰規程

本会規約第22条の規定に基づき、この規定を定める。

**第1条** この規定は、本会規約第2条第3号の規定に基づく表彰について定めるものとする。

**第2条** 表彰は、次に掲げる事由のいずれかに該当する個人又は団体について行う。

- 一 多年にわたり献身的に水防に従事し、著しい功労があった場合
- 二 出水に際し、てい身水防活動に従事し、著しい功績があった場合

**第3条** 表彰は、前条に定めるところにより表彰に値すると認められるものについて、都道府県知事の推薦により行うものとする。

**第4条** 表彰は、会長より表彰状を授与して行う。

- 2 表彰は副賞を添えて行うことができる。

**第5条** 表彰は、毎年水防大会の日にこれを行う。ただし、特別の必要があるときは、随時行うことができる。

**第6条** 表彰を受ける個人又は団体は、第3条の推薦に基づき、理事の意見を聞いて、会長が決定する。

**第7条** 本会に表彰台帳を備付け、被表彰者を登録して、永くこれを保存しなければならない。

### 附 則

この規程は、昭和63年6月1日から適用する。

## 表彰の基準および実施要領

全国水防管理団体連合会表彰規程に基づく表彰は、下記の基準及び要領により行うものとする。

### 記

#### 第1 表彰の基準(第2条関係)

- 1 水防団員として15年以上勤務し、かつ、この間水防団長、副団長、分団長等の職に5年以上従事し、水防の発展及び水防活動に著しい功績をあげ、他の模範となる個人。(第1号関係)
- 2 出水に際し、危険を顧みずてい身水防活動を行い、住民の生命財産の保護等水害の防止又は軽減にすぐれた功績をあげた個人又は団体。(第2号関係)
- 3 1又は2と同種の事績により、国土交通大臣による表彰を受けた個人又は団体を除く。但し、水防活動により死亡した者に対する表彰の場合はこの限りでない。

#### 第2 表彰の推薦(第3条関係)

推薦は、別紙様式によるものとし、功績調書、履歴書及び団体概要調書等を添付し、都道府県知事が推薦するものとする。

#### 第3 弔慰金(第4条の2項関係)

水防活動に従事したことにより死亡した者に対する表彰は、弔慰金を付して行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成12年11月22日から適用する。

(別 紙) 略

#### 附 則

この要領は、平成14年5月9日から適用する。